

IX 災害応急対策

栗原市で大規模地滑り、林地崩落が発生したほか、道路の寸断等により被災現場に入ること自体が困難な状況であったことから、被害状況の早期把握が困難な状況であった。時間が経過するにつれ、徐々に被災現場の状況が明らかになり、特に、栗原市栗駒耕英地区、花山地区で大きな被害が発生していることが判明した。これらの被害に対して、県、市町村、防災関係機関が連携して応急対策を講じた。

1 医療救護活動

地震による負傷者に対する医療提供体制を確保するため、県は電話、MCA無線、災害時救急医療情報システム等により、地震発生直後から定期的に県内の主な医療機関における被災状況や患者の受診状況等の確認を行った。

特に被害が大きかった栗原市における負傷者の治療については、現地の医療機関が対応したほか、県内外から参集した災害派遣医療チーム（DMAT）等が栗原市立栗原中央病院を拠点として、災害発生後2日間にわたり災害発生現場や避難所、病院内において医療活動を展開した。

また、栗原市内に設置された避難所に避難した住民の健康を確保するため、6月22日までは日本赤十字社が常駐して24時間体制で診療を行うとともに、その後は地元の医師会や県内の病院の医師等が毎日訪問診療を行った。

表IX-1 病院における被災状況及び負傷者の受診状況（6月15日午後5時時点）

地域	施設等の被害状況		地震による負傷者の受診状況			
	病院名	主な被害状況	病院名	負傷者	うち入院	
県北地域	大崎	大崎市民	壁のはがれ	大崎市民	12	3
		古川星陵	壁のはがれ	古川星陵	14	—
		岩出山	壁のはがれ、ガラス破損等	公立加美	4	—
		古川緑ヶ丘	床のひび割れ	涌谷町国保	3	2
	栗原			徳永整形	3	3
				古川民主	2	—
				永仁会	2	—
				三浦	2	—
				岩出山分院	2	1
				鳴子温泉分院	2	1
		循環器・呼吸器病センター	天井一部剥落、高架貯水槽損傷	循環器・呼吸器病センター	1	—
		若柳	停電・自家発電対応（回復）	栗原中央	53	16
	栗駒	水道破損、外壁剥落	栗駒	14	2	
	石橋	電気、ガス、水道停止（回復）	石橋	3	—	
			若柳	6	1	
	登米	（被害なし）	豊里病院	1	—	
	気仙沼	（被害なし）	（なし）			
	小計	8病院		124	29	
県北地域以外	仙南	（被害なし）	同済病院	1	1	
	塩釜	（被害なし）	仙塩総合	1	—	
			総合南東北	2	1	
	石巻	（被害なし）	（なし）			
	仙台市（*）	（被害なし）	仙台医療センター	22	2	
仙台市立			2	—		
仙台オープン			2	—		

			仙台社会保険	1	—
			中嶋	6	—
			宮城社会保険	2	—
			仙台徳州会	2	1
	小計	なし		41	5
	合計	8病院		165	34

*仙台市については、災害時医療病院連絡会の26病院について調査（仙台市保健医療課）

（注）病院以外では仙台市急患センター 7人、北部診療所 2人

表IX-2 現地で活動を行った災害派遣医療チーム（DMAT）等一覧

医療機関名	都道府県	種別
仙台市立病院	宮城県	DMAT
東北大学病院	宮城県	DMAT
国立病院機構仙台医療センター	宮城県	DMAT
仙台赤十字病院	宮城県	dERU
石巻赤十字病院	宮城県	dERU
仙台徳州会病院	宮城県	その他救護チーム
国立大学法人弘前大学医学部附属病院	青森県	DMAT
秋田組合総合病院	秋田県	DMAT
秋田県立脳血管研究センター	秋田県	DMAT
公立置賜総合病院	山形県	DMAT
山形県立日本海病院	山形県	DMAT
山形県立中央病院	山形県	DMAT
国立大学法人山形大学医学部附属病院	山形県	DMAT
公立大学法人 福島県立医科大学附属病院	福島県	DMAT
さいたま赤十字病院	埼玉県	DMAT
埼玉医科大学総合医療センター	埼玉県	DMAT
日本医科大学千葉北総病院	千葉県	DMAT
医療法人沖縄徳洲会 四街道徳洲会病院	千葉県	その他救護チーム
独立行政法人国立病院機構災害医療センター	東京都	DMAT
日本医科大学多摩永山病院	東京都	その他救護チーム
日本医科大学附属病院	東京都	DMAT
独立行政法人国立病院機構東京医療センター	東京都	DMAT
医療法人社団誠和会白鬚橋病院	東京都	DMAT
北里大学病院	神奈川県	DMAT
新潟大学医歯学総合病院	新潟県	DMAT
新潟県立中央病院	新潟県	DMAT
新潟市民病院	新潟県	DMAT
新潟県厚生連村上総合病院	新潟県	DMAT
富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	富山県	DMAT

IX 災害応急対策

表IX-3 日本赤十字社による医療活動（日本赤十字社宮城県支部「平成20年岩手・宮城内陸地震災害の概況について」より）

派遣地域	活動場所	教護班名	救護員構成					活動期間		取扱患者数	摘要
			医師	看護師	薬剤師	主事	計	自	至		
栗原市 花山	石楠花センター	仙台赤十字病院 (第1班)	2	4	1	2	9	6/14 15:34	6/15 21:25	36	dERU(国内型緊急対応ユニット)設置。 巡回診療。
栗原市 花山	石楠花センター	石巻赤十字病院 (第1班)	2	3	1	4	10				
栗原市 花山	石楠花センター	福島県支部救護班	1	3	1	3	8	6/15 21:25	6/16 14:40	9	dERUのほか 避難所内にも救護 所を開設。
栗原市 花山	石楠花センター	山形県支部救護班	1	2	1	3	7				
栗原市 花山	石楠花センター	秋田県支部救護班	2	3	1	3	9	6/16 14:40	6/17 13:55	14	〃
栗原市 花山	石楠花センター	青森県支部救護班	1	3	1	4	9	6/17 13:55	6/18 15:20	6	〃
栗原市 花山	石楠花センター	仙台赤十字病院 (第2班)	1	2	1	2	6	6/18 15:20	6/20 13:50	24	〃
栗原市 花山	石楠花センター	石巻赤十字病院 (第2班)	2	2	1	2	7	6/20 13:50	6/22 9:00	19	自衛隊に引き継ぎ。 dERU撤収。
合計		8個班	12	22	8	23	65			108	

※活動期間は引き継ぎ開始時間を記載。

表IX-4 避難所に対する訪問診療の状況

期間	石楠花センター	みちのく伝創館
	診療時間	6月22日～7月31日 午前9時30分～午前11時30分 午後4時～午後5時
医療機関	自衛隊病院，花山診療所，県立循環器・呼吸器病センター，伊礼整形外科	栗原中央病院，栗駒病院，若柳病院，高清水診療所，志波姫診療所，瀬峰診療所，伊礼整形外科，たまがけ医院，若柳消化器内科，介護老人保健施設シエスタ，宮城島クリニック，平田内科整形外科，くりこまクリニック，渡辺整形外科内科医療科医院，佐藤内科小児科医院，佐藤外科医院，登米市立上沼診療所

2 災害救助法の適用

栗原市の一迫地区で震度6強，その他の地区で震度6弱を観測し，花山地区及び栗駒地区において孤立集落の発生状況，避難住民等の被災状況が次々と明らかになったことから，「避難して継続的に救助を必要する」と判断し，県は6月14日午後7時に栗原市への災害救助法の適用を決定した。

大崎市についても，鳴子地区等において震度6弱を記録しており，同地区において余震等によりがけ崩れが発生する危険性があるため住民が避難していることを確認したことから，6月15日午後1時に災害救助法の適用を決定した。

なお，両市に対する適用決定日時は異なるが，栗原市，大崎市ともに6月14日に災害救助法を適用している。災害救助法に基づく応急救助の実施内容は表IX-5のとおりである。

表IX-5 災害救助法に基づく応急救助内容

区分	栗原市	大崎市
適用日時	平成20年6月14日午前8時43分	
避難場所の設置	6月14日～7月31日 花山石楠花センター 栗駒みちのく伝創館 他16箇所 延べ6,352人	6月14日～7月2日 宿泊施設3箇所（施設との協定締結） 延べ128人
炊き出し等 食品給与	6月14日～7月31日 延べ8,028人	—
飲料水の供給	6月14日～7月31日 延べ16,812人	—
被服等生活 必需品の給与	延べ86人	—
応急仮設住宅の 設置	88戸	—
住宅の応急修理	24戸	—
学用品の給与	延べ4人	—

3 被災建築物応急危険度判定の実施

【実施までの経緯】

被災建築物応急危険度判定までの経緯は表IX-6のとおりである。

表IX-6 応急危険度判定実施までの経緯

月日	時刻	経緯
6月14日	8:43	岩手県内陸南部を震源とする地震が発生 栗原市で震度6強、大崎市で震度6弱の地震を観測 宮城県災害対策本部を設置し、被害状況の把握を開始
	9:20	宮城県北部を震源とする地震が発生 大崎市で震度5弱の地震を観測
	9:30	建築物の地震被害情報の収集を開始
	11:45	応急危険度判定実施に向け県先遣隊を栗原市へ派遣
	13:05	県北部土木事務所職員が一迫商業高校、鶯沢工業高校等の応急危険度判定を開始
	14:13	応急危険度判定実施に向けた県先遣隊が栗原市に到着
	15:30	県先遣隊は(社)宮城県建築士会栗原支部とともに、建築物の地震被害状況の確認調査を開始 栗原市内の小・中学校等公共施設の応急危険度判定を開始
16:41	栗原市より応急危険度判定実施の通知、支援の要請を受理 県は応急危険度判定支援本部を設置	
6月15日	8:00	栗原市西部地域を対象とした応急危険度判定を開始

【応急危険度判定活動】

県では、発災後、被災市から応急危険度判定の支援要請があることを想定し、県職員、建築関係団体等と派遣人員等の調整を行った。最も被害の大きかった栗原市では、栗駒山周辺を中心に土砂崩れ等による道路寸断などの被害が確認されたことなどから、被害状況の把握に時間を要し、県に対する判定支援要請が遅延する恐れがあったこと、また、避難施設の速やかな安全確認が必要と判断したことから、県職員及び(社)宮城県建築士会栗原支部で構成する先遣隊(計20人)を編成し、6月14日に派遣した。

先遣隊は、避難施設の応急危険度判定活動を実施するとともに、被災地の被害状況の確認及び情報収集を実施し、栗原市へ報告した。

また、この先遣隊には、被災地の応急危険度判定活動に係る判定コーディネーター的な役割を担う職員を同行させ、被災地での応急危険度判定活動の実施本部の設置や活動の実施区域、判定士の

IX 災害応急対策

必要人員、判定士の参集場所等の指導を行うとともに、応急危険度判定に必要な資機材の備蓄状況等の確認を行った。先遣隊の活動概要は表IX-7のとおりである。

表IX-7 先遣隊の活動概要

項目	内容
先遣隊活動期間	6月14日
先遣隊活動区域	栗原市、美里町
先遣隊チーム構成	20人（うち県職員14人、(社)宮城県建築士会栗原支部6人）

栗原市は、この先遣隊の活動を経て、応急危険度判定実施本部を設置し、14日午後4時過ぎに応急危険度判定支援を県に要請した。県はこの要請を受けて県被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、6月15日から17日までの3日間、被災建築物応急危険度判定を実施した。県応急危険度判定支援本部の活動概要は表IX-8のとおりである。

表IX-8 県被災建築物応急危険度判定支援本部活動概要

項目	内容	
支援本部設置期間	6月15日から6月17日まで（3日間）	
判定実施区域	栗原市、美里町	
支援チーム	応急危険度判定士延べ475人（うち支援本部要員55人）	
判定実施スケジュール	午前8時（参集） ～午前9時（出発） 午前9時～午後4時30分 午後4時30分	市と判定箇所打合せ （応急危険度判定士は、説明を受けてから出発） 判定活動実施 判定作業終了：支援本部に戻り判定調査の報告及び判定結果の集計

また、その後、栗原市の実施本部では、地域住民等から個別に応急危険度判定の要望があり、6月18日から23日までの6日間実施した。栗原市被災建築物応急危険度判定活動概要は表IX-9のとおりである。

表IX-9 栗原市被災建築物応急危険度判定活動概要

項目	内容
判定実施期間	6月18日から6月23日まで（6日間）
判定実施区域	栗原市、美里町
支援チーム	応急危険度判定士延べ29人

【応急危険度判定実施区域の決定】

（栗原市）

栗原市災害対策本部は、被災状況、地震の規模、揺れの範囲等から、市内西部を被災建築物応急危険度判定実施区域と決定した。これに従い判定を実施していく中で、市街地の被害が少ないことが明らかになったため、被害の多かった中山間地域を重点区域として実施することとした。

（美里町）

住民から応急危険度判定の要請があったため、これに個別に対応することとし、応急危険度判定は県北部土木事務所の建築担当職員が実施した。

【応急危険度判定実施対象区域・対象建築物】

栗原市においては対象区域を市内西部とし、全ての建築物を判定対象とする応急危険度判定実施

計画を策定した。美里町においては対象区域，対象建築物は特に定めず，地元住民から要望等があった区域，建築物を対象とすることとした。

【判定士への協力要請】

栗原市における判定対象区域を市内西部とし，判定対象建築物も全ての建築物となったことから，県職員，特定行政庁のほか，宮城県建築物等地震対策推進協議会の会員である各民間建築関係団体へ民間判定士の協力を要請し，協力を得ることとなった。民間判定士は，ボランティアとして6月14日から6月23日までの10日間で延べ324人の協力が得られた。

【判定方法】

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に準拠した「宮城県被災建築物応急危険度判定技術者講習会テキスト」の応急危険度判定技術に基づき実施した。

【判定結果】

被災建築物応急危険度判定の実施結果は表IX-10のとおりである。

表IX-10 被災建築物応急危険度判定の実施結果（単位：棟）

	木造			鉄筋コンクリート造			鉄骨造			計			合計
	危険	要注意	調査済	危険	要注意	調査済	危険	要注意	調査済	危険	要注意	調査済	
栗原市	203	536	2,050	7	14	74	6	11	73	216	561	2,197	2,974
美里町	1	3	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	4
計	204	539	2,050	7	14	74	6	11	73	217	564	2,197	2,978
割合	7%	19%	74%	7%	12%	81%	7%	15%	78%	7%	19%	74%	

【判定実施状況及び被災状況】

判定実施状況及び被災状況は写真IX-1から写真IX-5までのとおりである。



写真IX-1 県支援本部の活動（判定活動前の説明会）



写真IX-2 県支援本部の活動（判定活動実施区域の説明）



写真IX-3 被災状況（鉄筋コンクリート造柱のせん断破壊によるひび割れ・剥落）



写真IX-4 被災状況（法面の滑落・崩壊）



写真IX-5 判定士の状況
（サッシ、ガラス等の落下：「危険」の判定）

【成果と課題】

〔成果〕

被災建築物応急危険度判定士である民間建築関係団体に所属する建築士をはじめ、国土交通省東北地方整備局職員や県内市職員の協力を得て、約3,000棟の応急危険度判定を実施することができ、余震が続く中、二次災害の防止を図ることができた。

また、被災市町村では地震直後に混乱が生じていることが想定されることや、被害状況確認の巡回等を行う職員が建築担当の職員ではない場合があることから、県の支援本部が被災市町村からの支援要請に先駆けて先遣隊を編成・派遣し、避難所となる公共施設の応急危険度判定を実施することや、その被害状況を建築技術者の立場から確認するなどして被災市町村に情報提供することは重要な活動であることが確認できた。

今回の地震での取組みは、今後、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に対応していくための貴重な経験になり、また、大きな教訓になった。

〔課題〕

地震発生が土曜日ということもあり、民間判定士の協力要請に時間を要したことから、地震災害が休日等に発生した場合の連絡体制を再確認しておく必要があると考える。

また、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）の協力により県が指定する緊急車輛の高速道路の通行料金が免除されたが、県が依頼した民間判定士が高速道路を利用する際に料金を免除されるのか不安を抱かせる場面もあったことから、高速道路の無料通行の利用に係る周知方法の再確認が必要であると考えます。

4 被災宅地危険度判定の実施

【実施までの経緯】

被災宅地危険度判定までの経緯は表IX-11のとおりである。

表IX-11 被災宅地危険度判定実施までの経緯

月 日	経 緯
6月14日	地震発生 被災建築物応急危険度判定 開始
6月17日	被災建築物応急危険度判定 終了
6月18日	被災宅地危険度判定の実施について栗原市と打ち合わせ
6月19日	栗原市から被災宅地危険度判定実施の通知、支援の要請を受理 県被災宅地危険度判定支援本部を設置
6月20日	被災宅地危険度判定実施

【危険度判定活動】

県は、栗原市からの危険度判定の支援要請を受け、判定活動の準備を開始した。先行して実施された被災建築物応急危険度判定の結果を基に、被災宅地危険度判定を実施する宅地等を選定した上で、派遣人員等の調整を行った。

6月20日の被災宅地危険度判定活動の概要は表IX-12のとおりである。

表IX-12 被災宅地危険度判定活動概要

項目	内 容	
活動期間	6月20日	
判定実施区域	栗原市	
支援人員	判定員53名 本部支援要員4名（計57名）	
判定実施 スケジュール	午前8時（参集） ～午前9時（出発） 午前9時～午後2時 午後2時	判定活動に関する説明 判定活動実施 判定調査の報告及び判定結果の取りまとめ

【危険度判定実施対象宅地】

被災建築物応急危険度判定において宅地に関して中被害・大被害があると報告された80宅地と住民等から要望のあった5宅地の合計85宅地を対象とした。

【判定士への協力要請】

85宅地の判定を1日で完了させることを目標として、県職員、県内市町村職員のほか、民間判定士にも派遣を依頼し、協力を得ることになった。民間判定士はボランティアとして18人の協力が得られた。（平成21年9月末の危険度判定士登録者数は365人である。）

【判定方法】

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」及び「擁壁・のり面等被害状況調査・危険度判定票作成の手引き」に基づき実施した。

【判定結果】

被災宅地危険度判定の実施結果は表IX-13及び表IX-14のとおりである。

表IX-13 宅地の判定結果（総合判定）

危険宅地	要注意宅地	調査済み宅地	計
31箇所 (37%)	21箇所 (25%)	31箇所 (37%)	83箇所

表IX-14 擁壁、宅地地盤及びのり面・自然斜面ごとの被害程度（個別判定）

	擁壁	宅地地盤	のり面・自然斜面	計
危険度大	24箇所 (44%)	2箇所 (2%)	12箇所 (41%)	38箇所
危険度中	20箇所 (36%)	8箇所 (10%)	8箇所 (28%)	36箇所
危険度小	11箇所 (20%)	71箇所 (88%)	9箇所 (31%)	91箇所
計	55箇所	81箇所	29箇所	165箇所

【判定実施状況及び被災状況】

判定実施状況及び被災状況は写真IX-6～8のとおりである。



写真IX-6 判定活動（玉石積みの崩壊）



写真IX-7 被災状況（宅地のひび割れ）



写真IX-8 判定の状況
（広範囲のひび割れ：「危険」の判定）

【成果と課題】

〔成果〕

県内市町村職員及び関係団体の協力の下、危険度判定を短期間で円滑に実施することができた。この判定で「危険」判定を受けた宅地に対して、余震や豪雨等に伴い人家に影響が出る可能性があるとして、栗原市は避難勧告を出し、二次災害を防止することができた。

今回の判定は、被災建築物応急危険度判定の結果を基に対象宅地を決定し、対象宅地数が比較的少なかったため、1日の活動で判定を終了することができ、大きな混乱もなかったものとする。効率的に判定活動を実施するためには、被災建築物応急危険度判定との連携が重要であると確認できた。

また、今回、初めて民間判定士が活動に参加した。市町村が広範囲に被災した場合、各自治体の判定士は、他業務に忙殺され、判定業務に従事できないことが考えられ、民間判定士による判定活動を実施できたことは、今後、高い確率で発生が予想されている宮城県沖地震に対応していくための貴重な経験になった。

〔課題〕

今回は、判定対象となった宅地数が比較的少なかったことから、円滑に活動が行えたと考えられる。しかし、大規模な被害が発生した場合、現在の判定士では人員が不足することが考えられるため、判定士の養成を進めていく必要があると考える。

5 交通確保対策

【県警による交通確保対策】

発災直後、宮城県内では高速道路8路線及び一般道路10路線で道路管理者による全面通行止め規制を実施したほか、一般道路4路線で片側通行規制を実施した。(道路の規制状況についてはP11「表Ⅱ-9 地震による交通規制の状況」参照)

また、国道4号等7箇所で信号機が停止(滅灯)したことから、警察官による交通整理及び発動発電機等による迅速な復旧作業に当たったほか、道路情報板やテレビ・ラジオによる交通情報の提供を行った。

【高速道路における通行料金の無料措置】

東日本・中日本・西日本高速道路株式会社、宮城県道路公社では、宮城・岩手両県知事からの依頼に基づき、高速道路を利用して被災地域への緊急救援物資の搬送や災害救援活動のために使用する車両に対して、6月14日から9月14日までの3ヶ月間、通行料金の無料措置を実施した。

6 ライフラインの復旧

【電力関係】

[復旧体制]

東北電力株式会社では、地震発生と同時に本店、岩手支店、宮城支店、東京支社及び宮城支店管内事業所に「第二非常体制」を発令して災害復旧に当たった。また、宮城支店管内事業所の全社員と本店、岩手支店及び東京支社の各非常災害対策要員が自動出社した。

[停電復旧]

地震発生後間もなく停電地域の復旧工事が開始され、地震発生日の午後6時47分には土砂崩れや道路の寸断などにより通行が遮断されている地域(宮城県栗原市315戸、岩手県奥州市28戸)を除き停電が解消された。

その後、道路復旧により一部通行が可能となった個所から順次送電を行い、停電戸数の縮小を図った結果、宮城県では平成21年6月17日までに一部の立ち入り禁止区域(1戸)を除き送電が完了した。

【水道関係】

栗原市の栗駒地区尾松、姫松、桜田及び鶯沢地区では6月17日までに断水が解消された。

栗原市全域では避難指示及び勧告地区を除き7月1日までにほとんどの断水が解消されたが、山間部の5簡易水道及び2飲料水供給施設では、原水の濁り対策として7月17日まで各浄水場に膜ろ過施設等を設置して対応に当たった。また、栗原市花山温湯簡易水道や栗原市浅布・小川原飲料水供給施設では、管路の消失や破損による漏水調査等被災確認、管路の修繕及び仮設管路の設置が困難を極めたことから、8月4日まで断水が継続した。

なお、避難指示及び勧告地区を含む栗原市の断水が全て解消されたのは8月12日であった。

大崎市鳴子上原簡易水道では、原水の濁り対策として膜ろ過施設の設置工事を行い、6月30日までに断水が解消された。また、鳴子鬼首簡易水道では原水の濁りが確認されたが、震災翌日に断水が解消された。

塩竈市、登米市及び美里町では、震災当日夕方までに断水が解消された。

今回の震災では、栗原市及び大崎市の山間部に点在する簡易水道及び飲料水供給施設において水道基幹施設や基幹管路の耐震化が進んでいないことや、水源や施設等のバックアップ機能がないことにより断水が長期化した。

県では、震災直後から、管内各市町村の被害状況を把握するとともに、被災した市町、日本水道協会宮城県支部(以下「日水協」という。)等関係機関及び厚生労働省と連携を図りながら、給水活動及び復旧に努めた。



写真IX-9 大崎市鳴子上原簡易水道の膜ろ過施設



写真IX-10 栗原市小豆畑簡易水道仮設配水池

[広域水道関係]

県の広域水道施設については、大崎広域水道事務所の麓山浄水場内の沈殿池に設置してある傾斜板が歪曲し、一部が脱落した。脱落により水処理に影響を及ぼすおそれがあることから、早急に仮復旧を行い、資材の調達を待って本復旧を行った。また、大崎広域水道事務所管内の送水管路を点検した結果、大崎市と美里町内の計4箇所で漏水が確認された。いずれも送水圧力の変動による空気弁からの漏水であり、直ちに分解・清掃等の復旧活動を行い、送水を止めることなく復旧した。

[工業用水道関係]

県の工業用水道施設では、仙台北部工業用水道事業地内において、第二仙台北部中核工業団地内（大衡村）の配水管の継ぎ手部分からの漏水が発生した。復旧作業のために上下流の制止弁を全閉し配水を停止したが、工業団地内の配水池に十分貯水したことで配水停止中の供給量を賄うことができたことから、利用者に影響（断水）することなく発災日の夕方には通水を再開した。

【電話関係】

[通信確保]

NTT東日本では、通信が途絶えた地区の3箇所に特設公衆電話（衛星携帯電話）を設置（該当地区住民の避難に合わせ撤去）、避難所9箇所に特設公衆電話・パソコンを設置（避難所の廃止に合わせ撤去）し、被災者への通信サービスを確保した。

[災害用伝言ダイヤル等の周知]

NTT東日本では、家族間の安否連絡等のため、午前9時18分に市外局番「022（宮城県全域）」「019（岩手県全域）」「018（秋田県全域）」から始まる電話番号で「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用ブロードバンド伝言板（171）」の運用を開始した。災害用伝言ダイヤル等の運用は、7月19日まで行われ、災害用伝言ダイヤルの利用状況は登録29,697件、再生58,891件、合計88,588件であり、災害用ブロードバンド伝言板の利用状況は登録3,909件、閲覧8,931件、合計12,840件であった。

NTTドコモでは、iモード災害用伝言板を午前8時49分に運用開始した。運用を停止した6月25日までに、登録約34,000件、再生約36,000件、合計約70,000件の利用があった。

【交通関係】

〔道路規制〕

交通規制については、国道398号栗原市花山字本沢松の原～秋田県境、(主)築館栗駒公園線の栗原市栗駒沼倉玉山兎沢～栗原市栗駒岩鏡平など10路線13箇所で行われ、そのうち全面通行止めは7箇所、規制延長は59.6kmであった。(道路の規制状況についてはP11「表Ⅱ-9 地震による交通規制の状況」参照)

〔JR関係〕

地震の発生により駅間に停車した列車は新幹線2本(仙台～古川)、在来線14本であった。

新幹線1本はバス輸送による救済を実施し、残り1本は大型バスが現地まで行けないため、設備点検を行い、車内状況を把握しながら仙台駅まで列車を退行させた。また、代行バス5台による盛岡～仙台の代行輸送を行った。在来線では、運転中止区間の駅中間に14本停車したが、点検結果により走行が可能な3本は最寄駅に収容した。残り11本の乗客は現地で降車し、最寄駅まで徒歩で移動するよう誘導した。

また、運転状況や今後の運転見込み等については、テレビ、ラジオ等を通じて随時情報提供を行うとともに、駅構内の案内放送や案内文の掲示、案内要員を配置するなど、利用者への案内を強化した。

今回の地震では、過去の災害の教訓を活かし、駅中間に停車した列車を優先的に救済することが出来たほか、円滑に降車と最寄駅までの移動の案内を行い、大きな問題も発生せず、順調に利用者の救済が実施できた。また、専用回線のJR電話により、指令と乗務員等との連絡は円滑に行うことができた。

最も大きな被害は、東北新幹線では古川～くりこま高原間の架線PW線断線5箇所(写真IX-11)、陸羽東線では上野目駅及び川渡温泉駅のホーム笠石迫り出しがあった(写真IX-12)。運転再開は、被害の無い東北新幹線大宮～仙台間は発災日の午後1時30分に再開、仙台～八戸間は被害箇所の復旧等のため翌日(15日)の初列車から運転を再開した。また、在来線は午後6時16分に事故防止対策として45km/h徐行による運転を再開した。但し、陸羽東線小牛田～新庄間は被害箇所の復旧等のため翌日(15日)初列車より運転を再開した。(表IX-15)

また、利用者の利便性を図るために、東北本線・陸羽東線では計画運休を実施し、徐行運転による遅れを最小限に抑え、東北本線と仙石線では相互乗車特認を6月23日まで実施した。さらに、毎日夜間に保線作業を実施して復旧に努め、工事が完了した東北本線から順次速度向上を図り、7月18日で全区間の徐行運転を解消して平常運転に戻った。(表IX-16)

写真IX-11 東北新幹線PW線断線箇所



写真IX-12 陸羽東線 ホーム笠石迫出し箇所



表IX-15 JR線運転中止規制状況表（JR東日本仙台支社）

線名	区間	運転中止規制			
		開始		解除	
東北新幹線	大宮～仙台	6月14日	8時43分	14日	午後0時10分
〃	仙台～八戸	6月14日	8時43分	15日	午前0時11分
東北本線	東白石～油島	6月14日	8時44分	14日	午後4時26分
常磐線	岩沼～新地	6月14日	8時44分	14日	午後2時25分
仙石線	あおば通り～東塩釜	6月14日	8時44分	14日	午後4時01分
〃	野蒜～石巻	6月14日	8時44分	14日	午後2時27分
仙山線	仙台～陸前白沢	6月14日	8時44分	14日	午後3時41分
陸羽東線	小牛田～古川	6月14日	8時44分	14日	午後4時32分
〃	古川～新庄	6月14日	8時44分	14日	午後10時34分
石巻線	小牛田～女川	6月14日	8時44分	14日	午後4時21分
気仙沼線	前谷地～陸前豊里	6月14日	8時44分	14日	午後4時22分

表IX-16 JR線徐行解除状況表（JR東日本仙台支社）

線名	区間	65km/hへの速度設定日	所定速度への速度設定日
東北本線	大河原～名取	6月23日	6月30日
〃	品井沼～一ノ関	6月23日	6月30日
陸羽東線	小牛田～古川	6月23日	6月26日
〃	古川～最上	7月6日	7月18日
石巻線	小牛田～女川	7月1日	7月4日
気仙沼線	前谷地～陸前豊里	7月1日	7月4日

[バス輸送]

路線バスでは、栗原市栗駒文字地区において運行されている栗原市民バス文字線で道路の亀裂、崩壊などにより、一部迂回や折り返し運転などの緊急措置が取られた。

なお、当該路線は、一般道文字上尾松線の道路復旧により7月31日に運行を再開した。

7 保健衛生活動

地震発生後、宮城県保健師連絡協議会策定の「災害時における保健師活動ガイドライン」に基づき速やかに保健活動班を編成し、県栗原保健所に総括保健師を配置して保健活動を開始した。

被災状況を把握するため栗原市保健師の活動状況や避難所設置等の情報を聴取し、地震発生翌日

には関係職員（保健師、管理栄養士、事務職）からなる4班のチームを編成し、避難所等を訪問して被害状況の把握に努め、保健活動計画を策定した。

その後、計画に基づいて栗駒地区・花山地区の大規模避難所に2人ずつ保健師を常駐させ、健康相談を実施しながら避難所運営の支援に当たった。

また、新潟県先遣隊（保健師3人、精神保健福祉士1人、事務職1人）による避難所の具体的な運営、見通し、職員の健康管理等の体験を踏まえた助言・指導を受け、避難所運営支援等を行った。

【避難所における活動】

「みちのく伝創館」（栗駒地区）、「花山石楠花センター」（花山地区）の2箇所の避難所で、栗原市保健師、宮城県保健師、看護協会看護師等が、各々の避難所の特徴に合わせて、住民に対して健康相談（体と心）、健康指導（生活不活病予防等）、避難所の環境整備（感染症予防等）を行った。

【被災地区住民の健康被害状況訪問調査】

被災された人が1日も早く安心して暮らせるよう、健康や暮らしに関連して困っていることの把握・支援のために、被害の大きかった花山地区・栗駒地区の1, 2, 2, 4世帯を対象に、被災から4日目から7日目まで家庭訪問による調査を実施した。

訪問調査は、住民の生活状況、健康状況を把握するとともに、被災を受けた住民から災害時の恐怖を聞き取ることが不安の解消につながり、心のケアとしても重要であった。

【応急仮設住宅入居者等の健康管理】

栗駒・花山地区の仮設住宅や、栗原市内の賃貸アパート等に入居している避難者に対して、新たな生活に伴う健康問題、経済的問題、人間関係等、さまざまな問題を抱えることが予想されたため、それぞれ入居後1～2週間を目途に保健師・栄養士や栗原市内の地域包括支援センター職員による家庭訪問を実施した。

【避難所の栄養管理・栄養相談】

管理栄養士が被災直後から避難所を巡回し、食事の提供状況調査を行い、高齢者や病弱者等食事に特別な配慮が必要な被災者を確認し、個別対応食の提供に配慮した。また、被災者の十分な栄養確保に向けた助言や啓発等（炊き出しに関する調整、衛生管理指導、健康教育ポスター掲示等）を実施したほか、長期避難生活による体調不良者や血糖コントロール不良者への栄養相談を行った。

【歯科医療の救急活動】

県は、宮城県歯科医師会に対して「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づき、現地への歯科医療救護班の派遣を要請した。宮城県歯科医師会では、6月18日に歯科医師3人、歯科衛生士3人など7人で構成する歯科医療救護班を巡回歯科診療車とともに避難所に派遣した。

歯科医療救護班は、午前9時から午後4時まで「みちのく伝創館」と「花山石楠花センター」において延べ52人に対して診察や治療を行った。

【こころのケア】

被災によるストレスによって生じた住民のこころの問題等に対応するため、県精神保健福祉セン

ターを中心に、県立精神医療センターの支援を得て、2チーム（医師1人、心理士2人、保健師2人、看護師2人などで構成）のこころのケアチームを避難所（主にみちのく伝創館、花山石楠花センター）に派遣した。

また、県精神保健福祉センターによる電話相談対応を平日は午後6時まで延長し、土日も平日と同様に開設して対応に当たった。

【児童のこころのケア】

災害を体験した子どもたちの心理状態と基本対応を確認することにより、子どもたちのこころが早期に回復できるように、児童相談所の児童心理士が避難所及び保育所等を訪問し、家族の対応や保育所職員等の園児対応を支援したほか、電話相談員を配置して児童の心のケアに当たった。

また、栗原市内の保育所・幼稚園・小中学校の児童の保護者7,800人と市内17箇所にパンフレット「災害を経験した子どもたち～心のケア」を配布・設置して啓発活動を行った。

8 ボランティア活動

【社会福祉協議会における活動】

地震の規模に比べて被害が局所的であり、家屋の被害件数が少なく、地元の栗原市社会福祉協議会ボランティアセンターのネットワークを活用することにより被災住民のボランティアニーズへの対応が可能であったこと、大きな被害があった被災地への交通が寸断されていたこと、被災住民から地域コミュニティによる支え合いを大切にしたいとの声があったことなどの状況から、栗原市社会福祉協議会は、広く県内外からのボランティアの受入れ等を行う「災害ボランティアセンター」を設置しないことを決定した。

栗原市社会福祉協議会では、地震発生後、宮城県社会福祉協議会の支援を受け、被災地での戸別訪問を開始し、被災住民のニーズ調査等を行った。また、県内市町村社会福祉協議会からは支援職員が派遣され、各避難所には相談窓口が開設された。相談窓口では、被災住民のニーズの把握とボランティアによる活動との調整が行われ、全ての避難所が閉鎖した7月31日までの間に、「清掃」、「子どもたちの遊び相手」、「癒し足湯の提供」など様々なボランティア活動が行われた。

なお、避難所閉鎖後においても、栗原市社会福祉協議会では災害復興支援活動の一環として、ボランティア活動に対する支援・調整を継続している。

表IX-17 避難所閉鎖(平成20年7月31日)までのボランティア活動等の状況

項 目	件数・人数	期 間
ボランティア活動件数	530件	6月18日～7月31日
ボランティア活動人数	延べ904人	6月18日～7月31日
県社会福祉協議会からの支援職員数	延べ66人	6月14日～7月27日
市町村社会福祉協議会からの支援職員数	延べ135人	6月15日～7月20日

※栗原市社会福祉協議会が把握する件数及び人数を計上している。

【日本赤十字社における活動】

日本赤十字社宮城県支部では、地震発生直後からアマチュア無線赤十字奉仕団が情報収集活動を実施するとともに、宮城県青年赤十字奉仕団が救援物資搬出作業に協力した。また、被災地では栗

原市内各地域の赤十字奉仕団が避難所の給食支援活動を行った。

青少年赤十字（JRC）加盟校の栗原市立築館小学校では、6月25日に児童代表6人が「みちのく伝創館」及び「花山石楠花センター」の2箇所の避難所を訪問し、全校児童442人からの応援メッセージを持参して被災住民を励ました。

表IX-18 日本赤十字社によるボランティア活動の状況

所 属	活動日	活動人数	活動内容
宮城県アマチュア無線赤十字奉仕団	6月14日	実員 2人	情報収集
宮城県青年赤十字奉仕団	6月14日	実員 18人	救援物資の搬出等
栗原市内各地域赤十字奉仕団	6月15日 ～7月20日	延べ285人	避難所の給食支援等

【専門ボランティアによる活動】

専門的な知識や技能を活かして被災者支援等を行う専門ボランティアについて、県が確認している活動状況は表IX-19のとおりである。また、この他には、理学療法士、柔道整復師及び健康運動指導士等の有資格者がボランティアとして、避難所等で専門的な支援活動を行った。

表IX-19 専門ボランティアの活動状況

資格名称等	活動日	活動人数	活動内容
被災建築物応急危険度判定士	6.14～6.17	延べ318人	被災建築物の危険度判定
被災宅地危険度判定士	6.20	実員 18人	被災宅地の危険度判定
宮城県砂防ボランティア協会会員	7.8,7.24～25,8.26	実員 25人	土砂災害危険箇所の緊急点検
看護師（宮城県看護協会からの派遣）	6.21～7.29	延べ 91人	避難所での健康相談・健康管理等

※県が「活動日」及び「活動人数」を確認している専門ボランティアの活動状況を記載

9 スクールカウンセリング

【カウンセラーによる相談】

地震によって被災地区の県立高校に在籍する生徒の心身面の影響等に配慮し、各学校では生徒一人一人の心身状態の把握に努めるとともに、生徒からの相談への対応等に万全を期すため、県立岩ヶ崎高校にスクールカウンセラーを配置した。（6月24日から8月26日まで、延べ6回、28時間）

また、県教育委員会は地震によって児童生徒が心身面で不安定な状態に陥ることを懸念し、6月15日に各市町村教育委員会に対して、児童生徒の心身状態の把握に努めるとともに児童生徒等からの相談対応に万全を期すよう周知した。

特に、児童生徒の精神的な面に関しては、専門的な対応が求められることが予想されることから、宮城県臨床心理士会の協力のもと、市町村教育委員会の派遣要請に基づいて派遣する体制を整え、スクールカウンセラーの活用についても併せて周知した。

その結果、7月16日までに3市（栗原市、石巻市、多賀城市）で55人の相談があった。

[活用概要]

- ・通常配置のスクールカウンセラーによる相談 47人
- ・緊急支援のカウンセラー（臨床心理士）による相談 8人

[地震に伴うスクールカウンセラーの相談件数]

表IX-20 地震に伴うスクールカウンセラーの相談件数 ※（ ）内は実数

月 日	市町村名	配置校	相談時間	カウンセ セラー数	相 談 人 数	内 訳		
						小	中	保護者
6月17日(火)	栗原市	花山中	9:00~10:30	1	1		1	
6月18日(水)	栗原市	花山中	9:00~10:40	1	2		2	
		栗駒中	10:00~4:30	1	3		3	
		一迫中	16:00~17:00	1	1		1	
6月19日(木)	多賀城市	若柳中	11:40~12:15	1	1		1	
		多賀城中	10:30~11:00	1	1		1	
6月20日(金)	石巻市	中津山一小	13:00~16:30	1	14	14	3	
	栗原市	栗駒中	11:00~14:00	1	3			1
	〃	(繁)鶯沢小	9:00~12:30	1	2	1		1
	〃	(繁)沢辺小	14:00~17:30	1	3	2		
6月23日(月)	栗原市	栗駒中	10:40~17:30	1	2		2	
6月25日(水)	栗原市	鶯沢中	10:30~16:30	1	1		1	
		花山中	13:00~14:30	1	2		2	
6月26日(木)	栗原市	若柳中	9:00~16:00	1	2		2	
		一迫中	10:00~16:00	1	1		1	
6月27日(金)	栗原市	(繁)花山小	14:00~16:30	2	3	2		1
6月30日(月)	栗原市	栗駒中	11:30~17:30	1	4		4	
7月2日(水)	石巻市	蛇田小	2h	1	2	2		
	栗原市	花山中	16:00~17:00	1	2		2	
7月14日(月)	栗原市	栗駒中	15:30~16:30	1	1		1	
7月16日(水)	石巻市	蛇田小	2h	1	2	2		
	栗原市	花山中	17:00~17:30	1	1		1	
計				24(23)	55	24	28	3

《地震後の主な症例》

小学5年：野外活動先で被災 不眠や不安を訴える

中学1年：1人であることの不安や恐怖感と不眠，余震によりパニック状態となり不眠に陥る

中学3年：避難所生活について

中学3年：地震後の体調不調（腹痛，吐き気，パニック）

教 員：生徒のメンタルヘルスについて

【教員の研修】

緊急支援で配置したカウンセラー（臨床心理士）から教員対象に児童の心のケアについて研修会を実施（鶯沢小2人，沢辺小8人，花山小13人）した。

【カウンセリング事例】

[事例]

来談者：小学生男児とその保護者（母）

主 訴：男児が震災後、夜泣きをし、うなされ、起き上がってうつろなまま動きだすという行動をするため母が心配している。

面接対象：母、本児、スクールカウンセラー、学年担任が同席し、母子合同面接を行う。

内 容：地震発生時、母は仕事で家を不在にしていたが、本児は特に怖がる様子もなかった。そのため母は本児のことを当初はそれほど心配していなかった。しかし、しばらくして夜泣きをし、うなされ、起き上がるなどの行動をしはじめたので、母は心配になりカウンセリングを希望した。

スクールカウンセラーが本児に地震のことを尋ねると、地震は特に怖くなかった、母の言う夜中に起き上がる行動については覚えていないと述べる。本児は母が心配しているのを不思議そうに聞いていた。

母にはしばらく様子を見て、症状がしばらく続くようであれば県教育事務所又は児童相談所を受診するよう勧めた。

【教職員向け講話】

震災後のこころのケアとして児童への支援、保護者への支援、教職員のセルフケア等について講話を行なった。

10 応援体制

【8道県相互応援協定に基づく応援】

県では、北海道、東北（新潟含む）各道県と「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」を締結しており、県内で震度6弱以上を観測した場合には、協定に基づき山形県から連絡調整員が派遣されることとなっており、今回の地震でも山形県から職員が派遣され、6月14日から20日の7日間で延べ18人が連絡調整活動に従事した。

本協定では、被災地への物資の提供や職員の派遣等の対応が本県のみでは困難になった際に山形県を通じて他協定締結道県に対して支援を要請するものであるが、今回の災害対応では本協定を活用した支援要請は行わなかった。

【被災市における応援】

今回の地震により甚大な被害を受けた栗原市では、地震発生直後から情報収集及び各種応急対策に多大な労力を要した。市単独での対応では人員、資機材等にも限界があること等から、県内市町村をはじめとして関係機関に応援要請を行った。

栗原市による応援要請は、主に市から直接県内市町村に対して、関係機関を介して県内市町村に対して、県等を介して県内市町村に対して行われた。応援要請状況については表IX-21のとおりである。

表IX-21 栗原市における応援要請状況

要請内容	応援市町村	要請期間	人員又は数量	応援根拠
住宅被害認定調査	東松島市	6.17 6.26～7.11	30人	個別(栗原市→市町村)
	登米市	6.26～7.18	35人	個別(栗原市→市町村)
給水活動(給水車)	仙台市	6.14～6.16	11台	日本水道協会宮城県支部災害時相互 応援協定 (栗原市→日本水道協会宮城県支部→ 各市町村)
	塩竈市	6.15～6.16	2台	
	石巻市	6.14～6.16	6台	
	気仙沼市	6.14～6.16	6台	
	登米市	6.14～6.16	3台	
	柴田町	6.15～6.16	2台	
	大和町	6.15～6.16	2台	
	本吉町	6.14～6.16	2台	
	南三陸町	6.15～6.16	2台	
	大郷町	6.15～6.16	1台	
	七ヶ浜町	6.15～6.16	1台	
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	仙台市	6.15～6.17 6.20	42人	全国被災建築物応急危険度判定協議 会 被災宅地危険度判定連絡協議会 (栗原市→全国被災建築物応急危険度 判定協議会→各市町村)
	塩竈市	6.15～6.17	12人	
	石巻市	6.15～6.17 6.20	12人	
	多賀城市	6.20	7人	
	白石市	6.20	3人	
避難所・巡回健康相談	仙台市	6.17～6.20	16人	(栗原市→宮城県等→各市町村)
	石巻市	6.17～6.20	14人	
	気仙沼市	6.17～6.20	8人	
	白石市	6.17～6.20	3人	
	名取市	6.17～6.20	9人	
	角田市	6.17～6.20	2人	
	岩沼市	6.17～6.20	4人	
	登米市	6.17～6.20	38人	
	東松島市	6.17～6.20	9人	
	大崎市	6.17～6.20	12人	
	川崎町	6.26	1人	
	丸森町	6.17～6.20	6人	
	松島町	6.17～6.20	3人	
	大和町	6.17～6.20	5人	
	大郷町	6.17～6.20	6人	
	富谷町	6.17～6.20	8人	
	大衡村	6.17～6.20	3人	
	色麻町	6.17～6.20	5人	
	加美町	6.17～6.20	8人	
	涌谷町	6.17～6.20	2人	
	美里町	6.17～6.20	8人	
女川町	6.17～6.20	8人		
南三陸町	6.17～6.20	3人		

11 土木関係施設の応急復旧

【道路・橋梁施設】

国道398号松ノ原地区については、国道398号秋田県境に向かって最初の通行規制箇所であり、先線の調査・応急工事のためにも早急な対応が必要であった。

そのため、6月15日午前4時から自衛隊・国土交通省・県警・消防の協力により、倒木及び崩落土砂除去作業を開始し、午前9時に自衛隊が荒堀を完了、その後、国土交通省の協力を得て、安全を確認（法面処理）しながら作業を進め、16日午前6時に1車線を確保した。

その後、6月20日から国土交通省東北地方整備局が小川原地区の復旧を迫川の河道閉塞土砂対策と同時に実施するなど、栗原市花山本沢松ノ原地区から秋田県境まで約25km区間について応急工事を実施し、概ね2週間で完了した。

国道398号については、全線にわたる応急復旧工事を進め、松ノ原地区から秋田県境まで、7月15日正午から緊急車両や工事用車両などの許可車両に限り通行可能とした。

（主）築館栗駒公園線の応急復旧については、県道の迂回路となる市道においても、法面崩壊や路面陥没が複数箇所発生するとともに、荒砥沢ダム上流部の大規模地すべりの近くを通るため、この付近では、より安全な位置を迂回する応急工事が必要であった。

このため、県では市道馬場駒の湯線や荒砥沢線の約20km区間を県道の迂回路として応急復旧工事を実施し、早期に栗駒耕英地区の孤立解消を図った。

その結果、8月1日から栗原市道の「御駒橋」から「耕英地区」までは緊急車両や工事関係車両などの許可車両が通行可能となった。

また、7月31日の工事用道路の完成により、8月3日から陸路が回復し、耕英地区への一時帰宅が可能になった。

表IX-22 国道398号 被災状況と応急復旧状況

場所	応急復旧前	応急復旧後
松ノ原 地区		
小川原 地区		
湯浜 地区		

図IX-1 仮設道路工事状況図



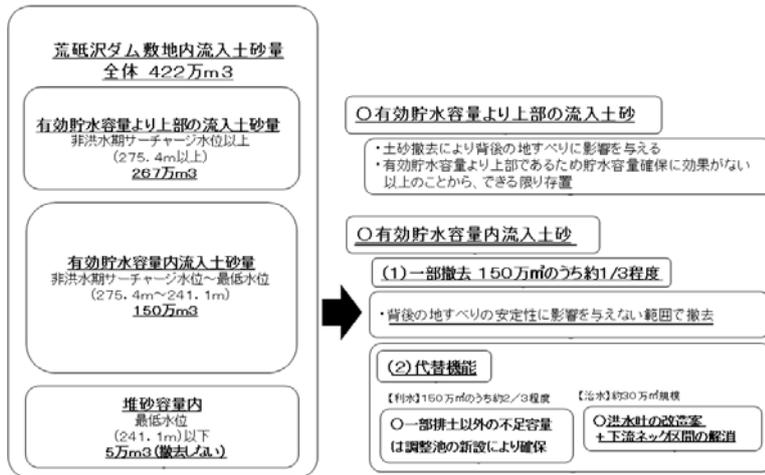
【河川施設】

[荒砥沢ダム]

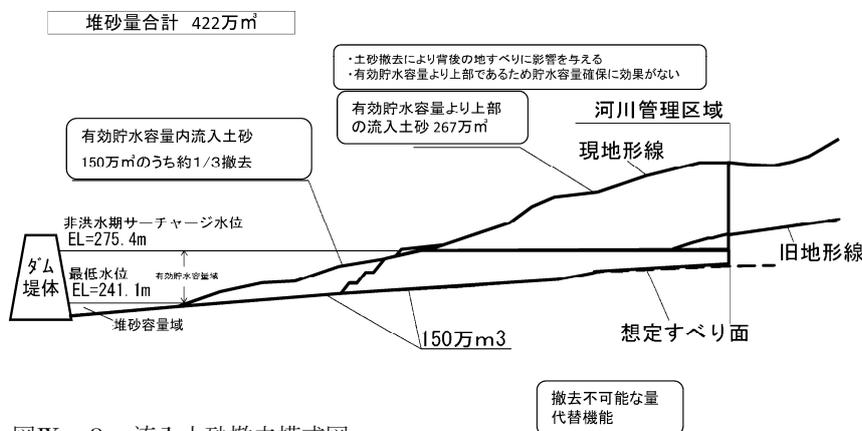
被災直後の漏水状況の確認や専門家による現地調査等を踏まえ、ダム本体の安全性に関わる問題は無いものと判断した。しかし、余震等によるダム堤体への悪影響を防止するため、発災日から緊急バルブによりダム貯水位を1日あたり50cmの基準で低下させた。

今回の貯水池内への異常堆砂は、他に類を見ない異常な事例であることから、復旧・復興対策の検討に際して国、県等関係機関が連携するとともに、学識経験者や専門家から指導・助言を得るため、大学等の協力を得て検討会を設置した。

検討会では、ダム上流域の国有林において、東北森林管理局により溪間工や山腹工などの土砂の流出対策や森林復旧対策が図られることから、将来的にもダム貯水池は維持されるものと判断し、現行の治水計画踏襲を前提とすることとした。復旧対策の基本的な方針は図IX-2, 3のとおりである。



図IX-2 復旧対策に関する基本的な方針



図IX-3 流入土砂撤去模式図

[砂防施設]

がけ崩れ等の土砂災害が発生して被害が生じた栗原市を中心に、2次災害防止を目的として、国土交通省、宮城県砂防ボランティア協会の協力を得て「土砂災害危険箇所緊急点検」を実施した。(表IX-23, 24, 写真IX-13)

県は、A判定(直ちに応急対策するもの)の11箇所を栗原市と大崎市へ伝達し、各市は状況に関係者へ説明の上、必要な住民避難を実施した。

表IX-23 土砂災害危険箇所緊急点検結果

区分	土砂災害危険箇所緊急点検支援チーム実施分				県実施分				通行止めで点検できていなかった分(砂防ボランティア+県実施分)				合計			
	6月15日～19日				6月19日～24日				7月8日							
点検日	A	B	C	小計	A	B	C	小計	A	B	C	小計	A	B	C	合計
栗原市	6	42	465	513	0	0	0	0	0	5	14	19	6	47	479	532
大崎市	5	13	438	456	0	0	0	0	0	0	0	0	5	13	438	456
登米市	0	5	43	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	43	48
その他	0	0	109	109	0	0	327	327	0	0	0	0	0	0	436	436
計	11	60	1,055	1,126	0	0	327	327	0	5	14	19	11	65	1,396	1,472

[凡例] A:直ちに応急対応するもの B:再調査後対応を決めるもの C:緊急性が低いもの

表IX-24 実施体制

期間	土砂災害危険箇所緊急点検実施機関	人数
6月15日～19日	土砂災害危険箇所緊急点検支援チーム	212
	・国土交通省職員 (TEC-FORCE※)	113
	・各都道府県職員	99
6月19日～24日	県仙台土木事務所職員	15
7月8日	県北部土木事務所栗原地域事務所職員	3
	宮城県砂防ボランティア協会	15

※TEC-FORCE:緊急災害対策派遣隊(Technical Control Force)

写真IX-13

土砂災害危険箇所緊急点検状況



【下水道施設】

栗原市災害対策本部では、公共下水道施設の被害箇所に対する緊急対応の実施を決定した。

緊急対応として、停電のためマンホールポンプが停止したことによりマンホール内に汚水が滞留したことから、吸水車で排水を実施するとともに発電機を設置した。また、幹線管渠及びマンホールの陥没・隆起箇所にバリケード等を設置して危険防止に努めた。

県では、地震発生の翌日に「宮城県下水道対策本部」を設置し、県内市町村、(社)全国上下水道コンサルタント協会東北支部、(社)日本下水道管路管理業協会東北支部、(社)宮城県建設センター、(財)宮城県下水道公社、マンホール蓋製造会社及び県で構成する支援体制を整え、下水道管路施設の緊急調査を6月17日から21日までの5日間行った。調査区域は、地震被害が最も大きかった国道4号から西側の地区の鶯沢・一迫・栗駒・築館・花山地区を対象とした。調査の方法は、下水道マンホール蓋を開け、管路とマンホールの破損、浸入水等の状況を目視で確認した。調査の規模については表IX-25のとおりである。

表IX-25 下水道管路施設の緊急調査

調査人員(人)		調査数量	
総人員	延べ人員	管路延長(km)	マンホール箇所数
145	522	136.1	4,233

また、地震発生の翌日早朝から国土交通省国土技術政策総合研究所による先遣調査が行われ、特に、地盤の液状化による下水道被害が多数発生した鶯沢・一迫地区と、連続的な汚水管周りの埋め戻し部の路面沈下が発生した築館地区において、同研究所から被害の調査方法と復旧方針の指導を受けた。

さらに、鶯沢浄化センターでは、水処理への支障はなかったが、配管のズレ及び場内舗装のクラック・沈下等が発生したことから、日本下水道事業団による処理場の機能調査が行われた。

12 農林水産関係施設の応急復旧

【畜産関係】

避難を余儀なくされた花山地区の畜産農家7戸が飼養する肉用牛28頭を県営岩出山牧場において10月末まで一時管理し、この間に5頭の子牛が誕生した。また、栗原市、大崎市の2地区53戸の畜産農家で断水が発生し、家畜の生命維持が憂慮されたが、両市、県内酪農農業協同組合、全農宮城県本部及び地元農協がタンクローリー等による給水活動を実施して対応した。

【農地・農業用施設】

農業用施設の復旧は、農業用水のかんがい期間中であることから農業用水の確保及び二次災害の防止等のため応急対策工事を実施した。農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の災害復旧事業に該当する応急対策工事は、ため池1地区、用水路13地区及び農道2地区で行われた。

応急対策工事については、被災施設の増破や農作物被害の拡大を防止するため、応急ポンプ設置による用水手当て、パイプラインからの漏水防止のための継ぎ手部の交換・補修（巻立て）、農道の崩落土砂撤去などの仮設的な応急仮工事を13地区で実施したほか、災害復旧事業の一部又は全部を緊急的に行う応急本工事を3地区で実施した。

表IX-26 農業用施設の応急対策工事実施状況

(単位：千円)

工種	応急仮工事		応急本工事		計		実施市町村
	地区数	工事費	地区数	工事費	地区数	工事費	
ため池	1	341			1	341	栗原市
水路	10	13,648	3	8,509	13	22,157	栗原市、登米市
農道	2	1,916			2	1,916	栗原市
計	13	15,905	3	8,509	16	24,414	

表IX-27 応急ポンプの設置状況

名称	ポンプ保有	ポンプ口径	台数	借入団体	設置場所(台数)
陸上ポンプ	東北農政局	150mm	3	栗原市	花山本沢(3)
	〃	100mm	4	〃	花山本沢(1)、栗駒文字(2)、栗駒片子沢(1)
	〃	250mm	2	〃	一迫総合支所配備(2)
	関東農政局	150mm	3	〃	栗駒沼倉(2)、一迫総合支所配備(1)
水中ポンプ	東北農政局	100mm	1	〃	高清水石沢(1)
計			13		

写真IX-14

用水路の応急復旧(栗原市旧栗駒町)



写真IX-15

仮設ポンプによる応急用水手当て(栗原市旧花山村)



また、荒砥沢ダムに関する被害のうち、取水設備については、特に復旧の緊急性が高く、国直轄災害復旧事業（農林水産省）により早期に実施することとなった。

表IX-28 早期に実施する復旧工事内容

工種	取水設備(取水ゲート, 取水塔管理橋)
工期	平成20年12月～平成21年3月
工事概要	取水ゲート, 取水塔管理橋の損傷部分の交換, 補修等
実施主体	東北農政局

13 文教施設の応急復旧

【公立学校施設】

[県立高等学校・特別支援学校]

県立岩ヶ崎高等学校では、校舎内外の柱や壁に多数の亀裂が発生するなど大きな被害が発生したことから、落下の危険があるモルタルについて除去や粘着テープによる固定を行うなど、学識経験者の意見を踏まえながら、早期に生徒・教職員などの安全・安心を確保するため応急工事を実施し、6月24日から授業を再開した。

県立鶯沢工業高等学校では、学校敷地内の法面が長さ約21メートルに渡って崩落し、これにより一部下水道管が破損したため、半数のトイレが使用できない状態となったことから、仮下水道管を設置した。

また、崩落した法面やその周辺、校地内のいたるところに生じた地割れ箇所等の危険区域については、ブルーシートで覆うことにより、雨水の浸透を防ぐとともに、その周辺を立入り禁止にすることで、生徒・教職員の安全確保を図った。

[公立幼稚園・小中学校]

市町村教育委員会では、被害を受けた公立幼稚園・小中学校における児童生徒等の安全確保のため、被災箇所への立ち入り禁止措置や二次災害防止の措置を講ずる応急復旧工事を実施した。

県教育委員会としては、被災市に職員を派遣し、国の災害復旧事業を周知し、事業計画書等の作成及び国による現地調査（災害査定）に係る説明を行った。

また、国の現地調査前に災害復旧工事の着手が可能となる事前着工制度の活用を周知し、二次災害防止について指導した。

大崎市立上野目小学校は、普通教室のある校舎の柱や壁がせん断破壊するなど大きな被害が発生したことから、市では、立入禁止措置を講じ、被害のない特別教室棟の校舎を使用して授業を再開した。市では、仮設校舎を建設することとし、9月25日着工、10月29日完成、11月4日より仮設校舎を使用して授業を再開した。

【社会教育等施設】

[社会体育施設]

県総合運動公園の総合プールは可動床が故障したため、6月22日まで利用中止としていたが、応急復旧により6月23日より利用を再開した。

市町村立の被害施設21施設は、各市町村による応急復旧により、6月中に一部施設を除き復旧し開館した。

【私立学校施設】

被害のあった11校・園については、被害の早急な復旧を行い、学校運営に特に支障は生じなかった。

14 災害時要援護者対策

【要援護者の状況把握】

要援護高齢者の状況把握については、県各保健福祉事務所及び各地域事務所が市町村と連携して実施し、特に甚大な被害が想定された栗原市に関しては、北部保健福祉事務所栗原地域事務所及び栗原市による各種応急対策活動の中で行われた。

栗原市では、市作成の災害時要援護者リストに基づき、民生委員が中心となって要援護者の安否確認を実施し、発災2日目の6月15日には市内全域における安否確認を終了した。なお、孤立した栗駒耕英地区では、民生委員と消防団、区長等が協力して直接訪問調査を行った。

県では、要援護者のうち在宅療養中の人工呼吸器装着難病患者の安否確認を行い、地震発生当日に全員（39人）の安否確認を終了した。また、避難所生活をしている特定疾患患者についても、6月17日及び23日に安否確認を実施した。

【支援活動の状況】

今回の地震では、要援護者の安否確認のほかは特に目立った支援活動は実施していないが、栗原市における民生委員による安否確認等の活動は円滑に行われたと考えられる。ただし、今回の地震は被災地域が限定的であり、人的被害や建物被害も比較的軽微であったことを踏まえると、今後発生が予想される宮城県沖地震に備え、県内すべての市町村で要援護者リストを整備し、避難支援プランを作成すること、また、それらの情報を消防団や自治会などと共有化することなど、これまで課題となっていた事項について、今後積極的に取り組む必要がある。

【その他】

被災した要介護高齢者に対する介護保険サービス利用上の取扱い等に関して厚生労働省から通知があり、その内容を各市町村、各保健福祉事務所及び各保健福祉事務所地域事務所に伝達した（通知内容は介護保険施設等における要援護高齢者等の受け入れ、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免、避難所における要援護高齢者対策など）。

15 食料、飲料及び生活必需品の調達・供給活動

【生活物資】

日本赤十字社宮城県支部では、栗原市からの救援物資の要請を受け付け、表IX-29のとおり物資を配分した。

表IX-29 日本赤十字社宮城県支部からの物資提供一覧

配分先	毛布	日用品	救急セット	安眠セット
栗原市	1,000	91	1,000	1,000

【食料・飲料水・給水】

〔食料〕

県では、被災地から食料等の供給要請があることを想定し、地震発生当日午後2時までに、「災害時における物資の調達等に関する協定」を締結しているコンビニエンスストア3社に対して要請があった場合の対応を事前に依頼し、併せて各社の担当者名及び連絡先を確認した。

その後、栗原市から避難所へ避難した被災者に提供する被災日翌日の3食分の食料供給について要請があり、被災日の午後5時にコンビニエンスストアに依頼したことを皮切りに、6月27日までの13日分の食料について栗原市から供給要請があった都度、数量、配送時間、配送先（場所・受取人）を確認の上、各コンビニエンスストアと調整を図りながら供給を依頼した。コンビニエンスストアからの食料の提供状況については表IX-30のとおりである。

また、6月16日に宮城県生活協同組合連合会（県生協連）との間で確保できる物資の品目、数量、対応可能時間及び輸送方法などを打ち合わせ、栗原市から供給要請を受けた後速やかに県生協連に対して「災害時における応急生活物資の供給等の協力に関する協定」に基づき栗原市に届けるよう要請した。

なお、県生協連との協定は、大規模災害時に県と県生協連が連携して被災地への応急生活物資（食料・飲料水・生活必需品）の供給及びその他の救援・支援活動を円滑に行えるよう、平成9年4月に締結された。今回は、平成15年7月に発生した宮城県北部連続地震に続き、2度目の活動であり、物資の確保と搬送の調整は県生協連が行い、6月17日から27日にかけて栗原市役所に昼食、夕食の弁当（1,440個）を配送した。

表IX-30 コンビニエンスストアからの提供総数

内容	数量（個数）
おにぎり	21,213
カップ麺	540
パン	480

【被災市町における給水活動】

栗原市では、震災直後から7月1日までに栗原市の給水車延べ215台で給水活動を行った。しかし、栗原市栗駒地区及び花山地区では十分な給水ができなくなったことから、栗原市は6月14日午後4時に（社）日本水道協会（以下「日水協」という。）に対して給水車10台を要請した。その後も日水協に追加要請し、6月14日から16日まで県内4市7町1村1企業団の給水車延べ41台による応援給水が行われた。このほか、県から自衛隊へ災害派遣要請を行い、栗原市栗駒地区及び花山地区において6月17日から7月1日まで4箇所の応急給水拠点で応援給水を行った。

大崎市では、震災直後から6月30日までに大崎市の給水車延べ123台で給水活動を行った。しかし、大崎市鳴子上原簡易水道及び鳴子鬼首簡易水道では十分な給水ができなくなったことから、大崎市は6月14日午後5時35分に日水協に対して加圧式の給水車5台を要請した。その後も日水協に追加要請し、6月16日から6月23日まで7市2町1企業団の給水車延べ44台の応援給水が行われた。

登米市迫地区では、登米市の給水車による給水を行ったが、断水戸数も少なく、震災当日の夕方から断水が復旧したことから、当日中に給水活動を終了した。

写真IX-16 栗原市内の応急給水



写真IX-17 給水車に列をなす栗原市民



16 義援物資の受入・配分及び寄付金の受入

【義援物資】

[食品・飲料水]

飲料水については、県と災害時における飲料等の提供に関する協定書を締結している事業者、災害時における物資の支援制度への登録事業者及び発災後の無償提供申し出者等合わせて8者から水2Lのペットボトル17,500本、500mlのペットボトル27,840本、お茶等500mlのペットボトル7,200本を提供する用意が調っている旨の申し出があったが、栗原市からの飲料水供給要請は2Lのペットボトル2,100本に止まった。これは、栗原市に対しても直接飲料水の無償提供の申し出があり、その提供を受けていたことから、県に要請するに至らなかったものである。

食品についても、災害時における飲料等の提供に関する協定書を締結している事業者等合わせて9者からバナナ、煮魚・焼き魚、クラッカー・シチュー、ふかひれがゆ、お見舞い品セット（乾パン・ソフトパン・ソーセージ缶・乾燥野菜・パインミカン缶・インスタントみそ汁、ビスケット・飲料水）、カップ麺、ポップライスクラッカー・発芽玄米おかゆ・発芽玄米茶、スープカレー、牛肉の無償提供の申し出があった。

県では、これら申し出のあった食品の内容及び数量をリストに整理した上で、栗原市に対してリストを提示し、提供を受けたい食品があれば県に要請するよう調整した。栗原市では栄養士が避難者の健康状態を見ながら、避難所での給食メニューを考え、このうちの3品（煮魚・焼き魚、バナナ、ふかひれがゆ）について提供を受けたいとの申し出があったため、提供申し出者に対して直接栗原市へ提供するよう依頼した。この際、一部の食品提供者は運送手段を持っていなかったことから、これらについては県で運送を担当した。

[義援金]

県では、6月16日に「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、日本赤十字社宮城県支部及び報道機関などの協力のもと義援金の募集を行った。その結果、県内外から27,000件を超える支援が寄せられた。

これを配分委員会に諮り、9月12日に第1回、平成21年1月28日に第2回、平成21年3月30日に第3回、合わせて12億1,548万336円を、人的被害・住居被害を受けた個人に直接配分する「個別配分」と、被災市町へ義援金を配分して市町が地域の実情に即して支給する「市

町枠配分」に分けて配分した。

表IX-31 受入金額（平成21年3月31日現在）

宮城県	日赤宮城県支部	計
426,814,493 円	788,665,843 円	1,215,480,336 円

表IX-32 配分金額

市町名	個別配分	市町枠配分	配分計
栗原市	297,600,000 円	820,742,756 円	1,118,342,756 円
大崎市	16,650,000 円	39,082,548 円	55,732,548 円
美里町	11,450,000 円	26,055,032 円	37,505,032 円
仙台市	1,450,000 円	—	1,450,000 円
気仙沼市	350,000 円	—	350,000 円
名取市	350,000 円	—	350,000 円
角田市	350,000 円	—	350,000 円
登米市	700,000 円	—	700,000 円
加美町	700,000 円	—	700,000 円
配分合計	329,600,000 円	885,880,336 円	1,215,480,336 円

【寄付金】

今回の地震を受け、県には多くの団体、企業、個人から寄付金が寄せられた。寄付金の申し出件数は36件、寄付金合計額は1億3,636万4,717円（平成21年9月末日現在）であった。

17 緊急輸送活動

県では、応急物資の日用品等について、宮城県トラック協会と締結している「緊急物資の輸送に関する協定書」に基づき、宮城県トラック協会の会員事業所の協力により被災地まで物資輸送を行った。

同協定は、平成7年に発生した阪神淡路大震災を契機に、災害発生時の円滑な救援物資輸送を目的として、平成9年3月18日に宮城県と宮城県トラック協会との間で締結されたものである。

今回の緊急輸送活動では、地震発生から4日後の6月18日及び19日に延べ3台の車両により、仮設トイレ及び簡易トイレ等を被災地2箇所へ輸送した。

18 広報活動・相談窓口の設置

【県の対応】

[災害広報活動の実施状況]

地震発生後1時間以内に県ホームページのトップページに地震関連情報を掲載し、その後も被害情報や各種相談窓口等の情報を随時掲載した。特に、災害・危機管理ブログや各課室の災害関連ページ、栗原市等関連機関のホームページへのリンクを充実させるなどして、総合的なサイトとして各種の情報をわかりやすくタイムリーに提供するよう努めた。また、発災当日の午後5時30分に知事臨時記者会見を開催し、この模様をホームページで公開（ライブ放送及び録画放送）した。

[外国人に対する広報]

外国人県民等に対し、災害時外国人サポート・ウェブ・システム「EMIS」により、地震情報を多言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語）に翻訳し、登録された携帯電話等に配信するとともに、道路の通行止め箇所や鉄道の不通箇所等の状況をウェブサイト上に掲載するなどの

情報提供を行った。

[その他の広報活動]

県保健福祉部開設のホームページ「ほっとページ@みやぎ」において、記者発表資料や被災者支援制度の説明、義援金配分関係等の情報提供を目的とした総合的な地震情報を掲載した。また、地震を体験した児童の保護者向けに、子どもの心のケアに関するチラシ（8, 220枚）を作成し、栗原市経由で配布した。

[相談窓口の設置状況]

(総合相談)

今回の地震の被害により、今後の生活に大きな不安を抱えている被災者も少なくなかったことから、県では各種相談に対応できるよう、下記のとおり総合相談窓口を設置した。

設置期間：平成20年6月16日（月）から平成21年3月31日（火）まで

相談時間：午前8時30分から午後5時15分まで

設置場所：栗原合同庁舎、大崎合同庁舎、登米合同庁舎「県民サービスセンター」

県庁1階「県民相談室」

これらの相談窓口設置の周知は、県ホームページに掲載するとともに、報道機関各社に対して報道を依頼した。

県民等からの相談件数は、地震発生後の2週間が最も多く、その後は減少傾向となった。主な相談内容は、義援金・義援物資の提供、住宅の耐震診断、住宅融資に関するものが約半数を占めた。総合相談窓口における相談受付件数は163件となっている。

(工場被害に係る相談)

産業立地推進課において工場被害に関する窓口を設置するなど、所管業務に係る相談窓口を設置した。

(被災中小企業者に対する金融相談)

商工経営支援課では、6月16日に被災中小企業者が災害復旧に要する事業資金を円滑に調達できるよう相談窓口を設置し、県制度融資資金や政府系金融機関貸付等被災中小企業者が利用可能な資金メニュー等の情報を提供した。

6月16日から12月までの制度資金、融資に関する相談件数は44件であり、特に中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金の利用に関する相談が多かった。

(労働相談)

労働関係の相談については、産業人材・雇用対策課及び各地方振興事務所及び地域事務所に従来から設置している労働相談窓口で対応した。

(外国人向け相談窓口の設置)

外国人県民からの各種相談に対応するため、(財)宮城県国際交流協会内に設置している「みやぎ外国人相談センター」において、地震被害に係る相談があった場合の対応について調整した。

(農林水産分野における相談窓口の設置)

農林水産分野の被害相談に応じるため、農林水産経営支援課、農業振興課、農村整備課、林業振興課に県庁相談窓口を設置したほか、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所及び東部地方振興事務所登米地域事務所の農業振興部、農業農村整備部、林業振興部に地方相談窓口を設置し、相談業務への対応や災害関連情報の提供を行った。

設置期間：6月17日(火)から当分の間

相談時間：月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時15分まで

(その他の相談)

被災市に対し、外国語通訳が必要になった場合の対応として、「災害時通訳ボランティア」の活用についてあらためて連絡、説明し、併せて24時間対応可能な連絡体制を調整した。

【県警の対応】

[災害広報活動の実施状況]

宮城県警察本部では、被災者の動揺に乗じた詐欺や悪質商法の被害を防ぐための広報紙を作成した。

広報紙には、市職員を装って倒れた家や水道の無料点検を持ち掛けて不必要な契約を結ばせるケースや廃棄物の処分名目で金をだまし取るケースを掲載し、避難所への掲示や被災者宅を巡回する際に手渡しして注意を呼び掛けた。

[相談窓口の設置状況]

避難所となった「みちのく伝創館」(栗駒地区)及び「花山石楠花センター」(花山地区)に警察相談所を設置し、常時警察官を配置して困りごと相談に応じるなど、被災者への支援活動を実施した。

また、女性警察官等を中心とした「栗駒シャクナゲ隊」を編成し、各避難所への訪問による声掛け等を通じて、被災者の「心のケア」に当たった。

【市町村の対応】

[災害広報活動の実施状況]

被災市町での災害広報活動の大部分は防災行政無線により行われ、余震への注意喚起、避難所の開設状況、相談窓口の開設状況等の情報を提供した。また、各市町の広報誌やホームページに関連情報を掲載し、被害情報、各種支援制度の概要、相談窓口の開設等について広く周知を図った。

[相談窓口の設置状況]

大きな被害を受けた栗原市、大崎市では、被災者の各種相談に対応するため、相談窓口を設置した。相談内容は、り災・被災証明に関するもの、住宅改修に関するもの、被災に伴う震災廃棄物の

処理に関するもの、生活に関するものが多く寄せられた。

なお、設置状況等については表IX-33のとおりである。

表IX-33 相談窓口の設置状況

市町村名	相談窓口名	設置時期	設置場所	相談件数	主な相談内容
栗原市	被災者支援相談・申請受付窓口	9月1日～	全総合支所	402件	総合相談
	栗駒地区被災者支援個別相談及び集中相談・申請受付窓口	9月6日7日 14日～16日	栗駒総合支所		
	花山地区被災者支援個別相談及び集中相談・申請受付窓口	9月8日～12日	花山総合支所		
	被災者生活相談窓口	6月24日～	全総合支所	148件	住宅に関すること 震災廃棄物の処理に関すること 生活に関すること など
大崎市	岩手・宮城内陸地震災害相談窓口	6月16日 ～8月30日	本庁1階市民課ロビー	53件	り災・被災証明に関するもの、住宅改修に関するもの、被災に伴う震災廃棄物の処理に関するもの
		6月16日 ～6月30日	各総合支所総務課	32件	

19 県職員等の派遣

県では、被害が甚大であった栗原市の災害応急対策の実施に係る支援策の一環として、市からの相談や市と県との連絡調整等に当たる職員を派遣した。（発災日以降の職員の派遣状況の詳細はP86「X 災害復旧対策（1 県職員等の派遣）」を参照。）

20 応急教育活動

【公立学校等の対応】

[公立高等学校・特別支援学校における児童生徒の安否確認]

県立高等学校すべてに被災した生徒の状況を照会し、怪我人等の発生が無いことを確認した。

県立特別支援学校については、担任教諭等が電話連絡や家庭訪問等により児童生徒の安否確認を行った結果、怪我をしたり家屋が壊れたりするなどの被害を受けた児童生徒がいないことを確認した。

[公立幼稚園・小中学校における児童生徒の安否確認]

県教育委員会は、6月14日午前10時30分、各教育事務所及び各市町村教育委員会を通して、正午現在の児童生徒の被災状況把握に努めるよう通知するとともに、各学校における児童生徒の安否確認状況調査を行った。

第1次調査では、地震発生時から4時間後の午後1時には「児童生徒の人的被害」、「授業に支障をきたす学校」、「学校行事等への影響」を把握することができた。これは、週休日にも関わらず、各学校が児童生徒の安否確認、施設点検等に迅速に対応した結果と思われる。

各学校における児童生徒の安否確認については、校長の指示のもと、教員の家庭訪問、電話での

確認などにより児童生徒一人一人の状態の把握に努めた。

また、2週間程度継続して欠席者を把握し、電話連絡、家庭訪問等、必要に応じてカウンセリングを行った。

- 14日(土)、15日(日)の主な安否確認の実施状況
電話連絡110校、家庭訪問14校、地区巡回4校、地域に依頼3校
その他11校(中総体のため大会会場で確認等) 計142校
- 16日(月)の主な対応
電話連絡6校、家庭訪問12校、地区巡回12校、地域に依頼1校 計31校

【私立学校の対応】

震源に最も近かった栗原市の築館聖マリア幼稚園では、担任教諭が手分けして全園児の安否確認を行った。

21 社会秩序維持活動

地震発生直後から、宮城県警察では住民が避難して無人になった被災地区において、パトカー等による警戒を実施して防犯活動に当たったほか、若柳警察署員で編成された「スワン隊」は、ヘリコプターで被災地に入り、留守宅を警戒してパトロールカードを各戸に置き、自宅を離れて避難所生活を続ける被災者の不安解消に当たった。

22 応急仮設住宅等の確保

【県営住宅等】

地震による被災者に対する県営住宅の提供については、7月の定期募集を取りやめ、空き家となっている住宅73戸を優先的に提供することとし、入居後6ヶ月を経過するまでの間は家賃を免除することとしたが、入居者はいなかった。

表IX-34 空き住居提供事業概要

区分	県営住宅等
入居条件	地震により、住居に居住することが困難になった方
入居期間	原則6ヶ月以内
費用負担	なし(水道光熱費、共益費は入居者負担)
供給戸数	73戸
募集期間	6月20日から8月中旬
入居状況	0

【応急仮設住宅】

災害救助法に基づく応急仮設住宅として、プレハブ住宅と民間賃貸住宅を被災者に供与した。

[プレハブ住宅]

避難所に避難されている方々の不安を早期に解消するため、入居希望者の世帯状況、建設予定地の現地確認等を実施してプレハブ住宅の整備戸数及び各戸の規模、仕様を決定し、6月20日に第1次分10戸、6月25日に第2次分36戸、7月7日に第3次分19戸の計65戸の建設を決定し、6月23日から順次施行し、7月29日に入居希望者全員への引き渡し完了した。

プレハブ住宅は、全戸とも寒冷地・積雪地仕様で、強風対策として玄関脇の袖壁又は風除室を設置している。また、家族の身体状況等を勘案し、希望する世帯は高齢者仕様とし、被災者間のコミュニケーションが維持できるよう従前の居住集落に近い場所に建設した。また、高齢者や障害者、乳幼児がいる世帯から優先的に入居を決定した。

表IX-35 応急仮設住宅への入居等整理表

地 区	仮設住宅 希 望 者	整 備 計 画				規 模 ・ 仕 様 等
		一 次	二 次	三 次	合 計	
花山地区	42 世帯 112 人	4 戸	23 戸	16 戸	43 戸	6 坪タイプ 9 戸(うち高齢者対応 7 戸) 9 坪タイプ 21 戸(同上 16 戸) 12 坪タイプ 7 戸(同上 7 戸) 15 坪タイプ 2 戸(同上 2 戸) 18 坪タイプ 3 戸(同上 2 戸) 談話室 1 戸(9 坪タイプ):三次分
一迫地区	2 世帯 9 人	—	2 戸	—	2 戸	9 坪タイプ 1 戸(うち高齢者対応 1 戸) 18 坪タイプ 1 戸(同上 1 戸)
栗駒地区	17 世帯 42 人	6 戸	11 戸	3 戸	20 戸	6 坪タイプ 5 戸(うち高齢者対応 0 戸) 9 坪タイプ 11 戸(同上 11 戸) 12 坪タイプ 2 戸(同上 1 戸) 18 坪タイプ 1 戸(同上 0 戸) 談話室 1 戸(6 坪タイプ):三次分
合 計	61 世帯 163 人	10 戸	36 戸	19 戸	65 戸	6 坪タイプ 14 戸(うち高齢者対応 7 戸) 9 坪タイプ 33 戸(同上 28 戸) 12 坪タイプ 9 戸(同上 8 戸) 15 坪タイプ 2 戸(同上 2 戸) 18 坪タイプ 5 戸(同上 3 戸) 談話室 2 戸(花山 1, 栗駒 1)

第一次 建設決定：6月20日 着工：6月23日 完成：7月10日 引渡：7月1日

第二次 建設決定：6月25日 着工：6月25日 完成：7月16日 引渡：7月17日

第三次 建設決定：7月7日 着工：7月7日 完成：7月29日 引渡：7月29日

表IX-36 建設戸数実績（すべて栗原市内）

区名	団地名	面積別戸数（単位：戸）						合 計
		6坪型	9坪型	12坪型	15坪型	18坪型	談話室	
花山地区	花山(1)(宅地)	5	11	0	0	1	0	17
	花山(2)(河川区域)	0	3	6	2	2	1	14
	花山(3)(道路区域)	4	7	1	0	0	0	12
栗駒地区	栗駒(1)(宅地)	5	10	2	0	1	1	19
	栗駒(2)(宅地)	0	1	0	0	0	0	1
一迫地区	一迫(1)(宅地)	0	0	0	0	1	0	1
	一迫(2)(宅地)	0	1	0	0	0	0	1
合 計		14	33	9	2	5	2	65



写真IX-18 花山(1)住宅



写真IX-19 栗駒(1)住宅

【民間賃貸住宅】

プレハブ住宅の竣工を待つことなく速やかな入居が可能な民間賃貸住宅は、災害時には有効な住宅提供の手段であり、今回の地震においては、プレハブ住宅の建設と民間賃貸住宅への入居のあつせんを並行して行い、最終的には21戸の民間賃貸住宅に21世帯57人の被災者が入居した。

表IX-37 民間賃貸住宅への入居状況

物件所在地区	提供戸数	入居世帯数	入居人員
築館地区	10戸	10世帯	20人
若柳地区	1戸	1世帯	4人
栗駒地区	4戸	4世帯	13人
一迫地区	1戸	2世帯	2人
金成地区	1戸	1世帯	3人
花山地区	4戸	4世帯	15人
合計	21戸	21世帯	57人

【教職員宿舎】

民間賃貸住宅と同様、空室の状況によっては速やかな入居が可能であり、今回の地震では、応急仮設住宅の供与と並行して教職員宿舎を提供し、最終的には2戸の宿舎に2世帯10人の被災者が入居した。

表IX-38 教職員宿舎への入居状況

物件所在地区	提供戸数	入居世帯数	入居人員
鶯沢地区	2戸	2世帯	10人

23 保健衛生活動

【避難所等への食品衛生指導】

地震発生後、県では栗原保健所及び大崎保健所の食品衛生監視員を全避難所に派遣し、避難所の衛生状況及び配給あるいは持ち込まれた食品の管理状況等について指導を行い、食中毒の予防に努めた。また、救援用として調達された弁当の製造所（栗原市内8箇所、名取市2箇所、多賀城市1

箇所)には管轄保健所の食品衛生監視員が立入検査を行い、衛生指導を行った。

【愛護動物の収容対策】

県は、6月17日に栗原市から市民が飼養しているペットの収容対策に関する要請を受け、当日のうちに栗原市内の栗駒地区「みちのく伝創館」と花山地区「花山石楠花センター」に設置された避難所(2箇所)に、ペットを一時的に飼養するための飼養ケージ等を設置するとともにペットフード等を提供した。

飼養ケージの設置状況等については表IX-38のとおりであり、地震発生から4日目までに「みちのく伝創館」には成犬9頭、仔犬3頭を収容し、「花山石楠花センター」では成犬3頭を収容した。

各避難所における動物の適正飼養については県栗原保健所が指導し、収容された動物の健康管理(ワクチン接種等)は栗原地区獣医師会の協力により行われた。また、多くのボランティアに散歩や給餌・給水といった日ごろの管理に関する協力を得た。

表IX-39 避難所におけるペットの収容頭数及び収容設備設置状況

	収容頭数	飼養ケージ	ドッグフード	キャットフード
みちのく伝創館(屋根付き野外ステージ)	犬:12頭	20個	6袋(8kg)	1袋(5kg)
花山石楠花センター(仮設テント内)	犬:3頭	19個	6袋(8kg)	—